

令和6年度盛土対策連絡会議（第2回）

日時：令和7年1月30日（木）10:30～

場所：神奈川県庁新庁舎12階県土整備局
大会議室及びWeb会議の併用

次 第

議題

- 1 盛土規制法の施行に伴う取組状況について
 - (1) 盛土規制法の概要
 - (2) 盛土規制法に基づく規制区域について
 - (3) 盛土規制法の規制内容について
 - (4) 申請手続きについて
 - (5) 違反指導について
 - (6) その他

- 2 盛土総点検箇所のその後の対応について
 - (1) 盛土総点検後の是正状況
 - (2) 出水期前点検と大雨の後の対応



資料 1

令和 6 年度盛土対策連絡会議（第 2 回）

令和 7 年 1 月 3 0 日
神奈川県

議題 1 盛土規制法の施行に伴う取組状況について

- 1 盛土規制法の概要
- 2 盛土規制法に基づく規制区域について
- 3 盛土規制法の規制内容について
- 4 申請手続きについて
- 5 違反指導について
- 6 その他

1 盛土規制法の概要

(1) 経緯

令和3年7月に発生した静岡県熱海市での土石流災害を受け、国は、土地の用途にかかわらず危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）を令和5年5月に施行した。



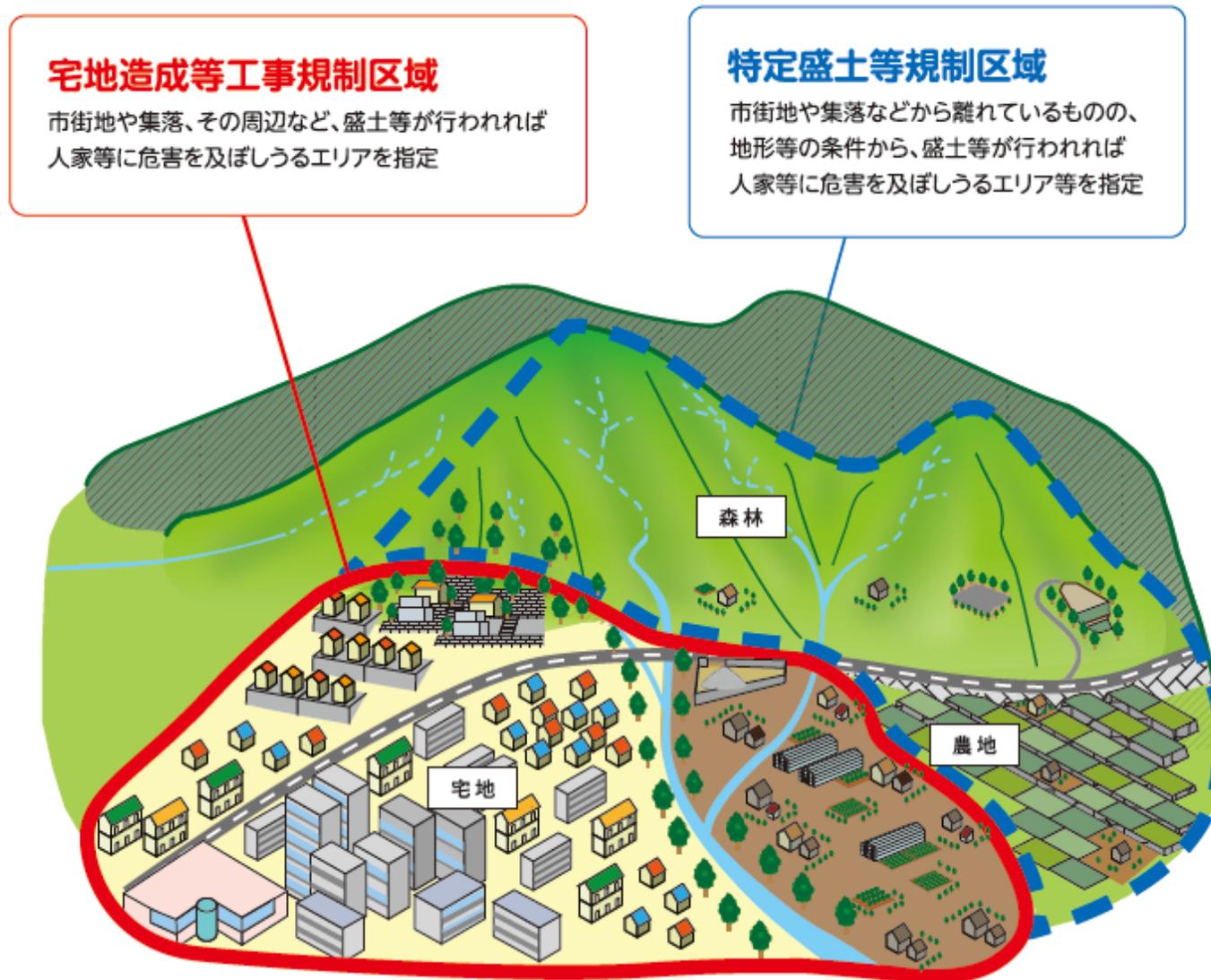
1 盛土規制法の概要

(2) 法改正の主なポイント

- ア 都道府県等が基礎調査を実施し、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアを、関係市町村の意見を聴いた上で、規制区域（宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域）として指定する。
- イ 規制区域内で行われる盛土等については、都道府県知事等の許可等が必要となった。
- ウ 規制区域内の盛土等が行われた土地では、土地所有者等が盛土等を安全な状態に維持する責務を負うなど、責任の所在を明確化した。
- エ 命令違反等に対する抑止力として機能するよう、罰則を高い水準に強化した。

2 盛土規制法に基づく規制区域について

(1) 規制区域の概要



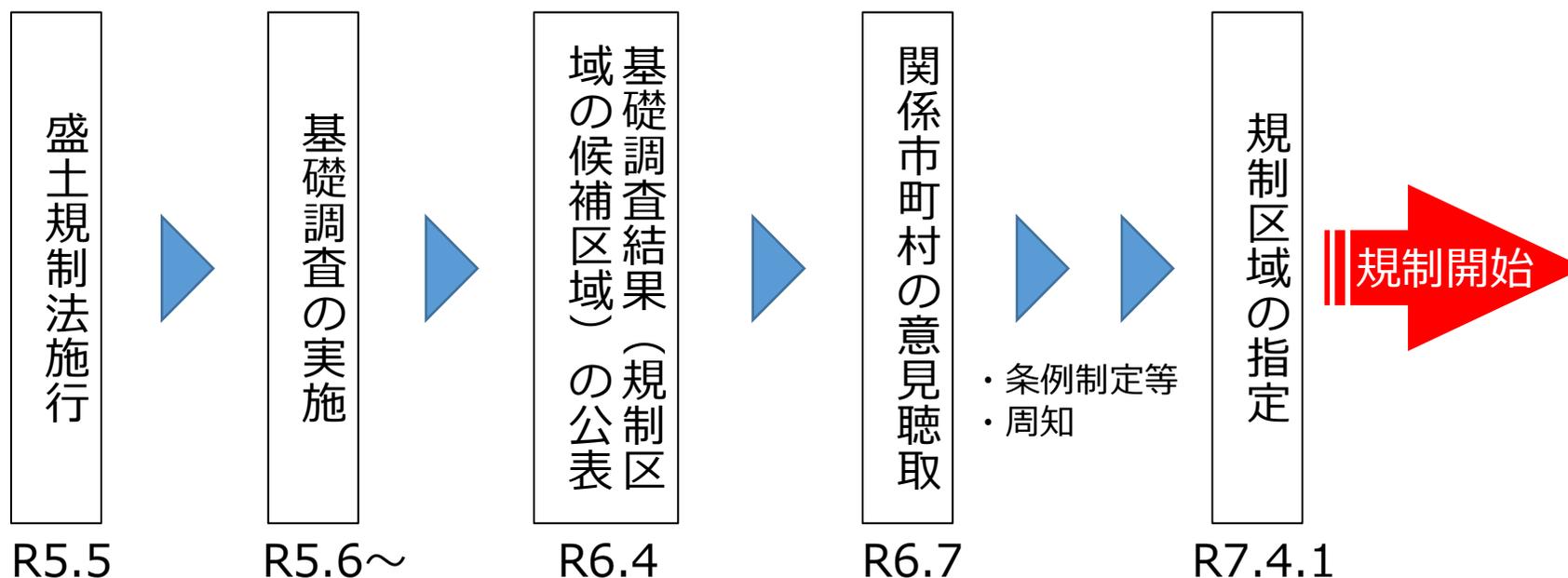
2 盛土規制法に基づく規制区域について

(2) 区域指定の流れ

令和7年4月1日に規制区域指定の告示を行う。

※県内施行主体（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）統一

<神奈川県の対応>



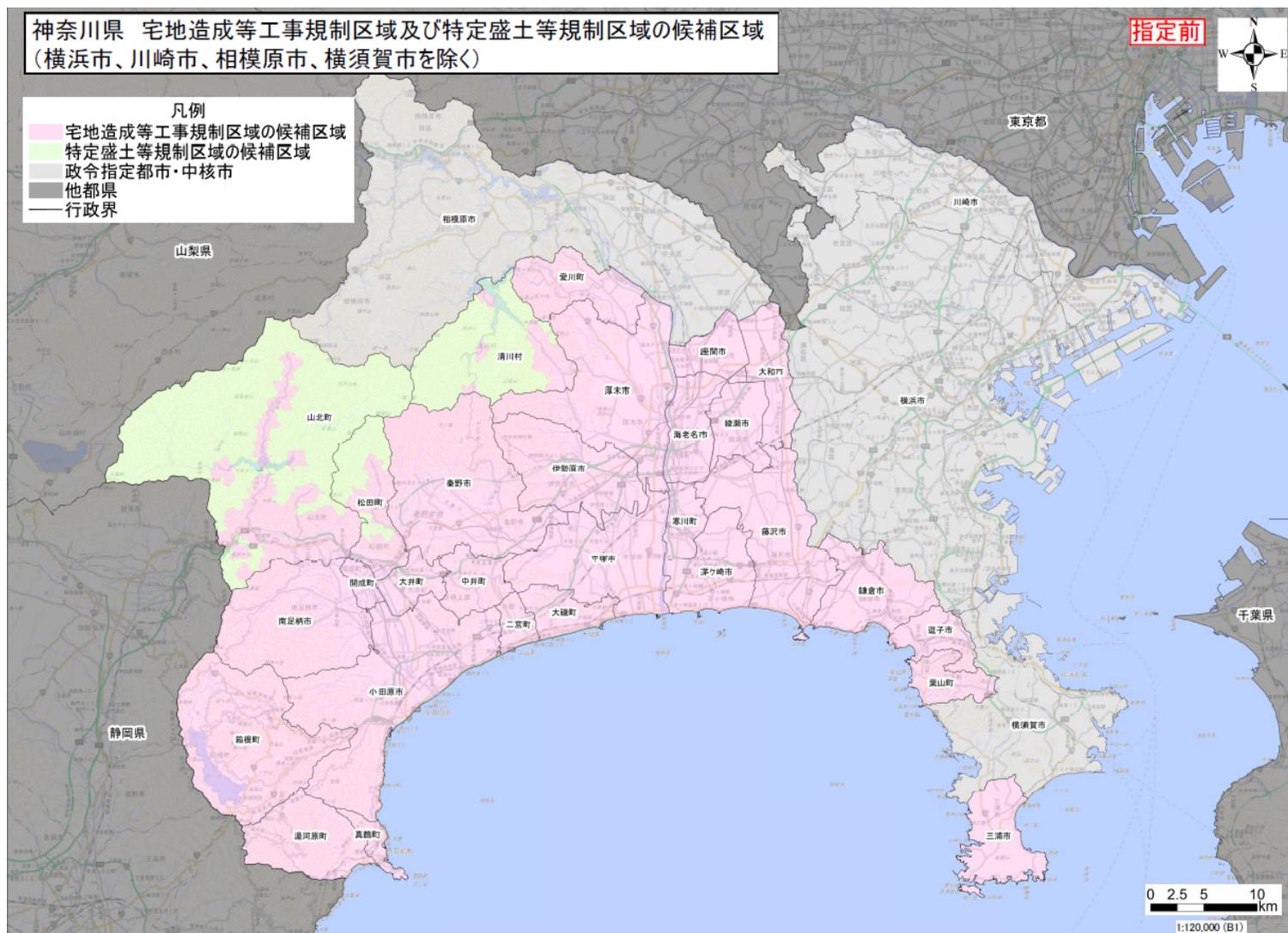
2 盛土規制法に基づく規制区域について

(3) 規制区域設定にあたっての諸条件（主なもの）

	諸条件（主なもの）
神奈川県	宅造区域：都市計画区域、都市計画区域外の集落等（建築物3戸以上、50m以内 + 隣接・近接範囲） 特盛区域：上記以外の人家・施設、国土地理院の地図記号の道路 + 隣接・近接範囲
横浜市	宅造区域：都市計画区域
川崎市	宅造区域：都市計画区域
相模原市	宅造区域：都市計画区域、都市計画区域外の集落等（建築物3戸以上、50m以内 + 隣接・近接範囲） 特盛区域：上記以外の人家・施設、国土地理院の地図記号の道路 + 隣接・近接範囲
横須賀市	宅造区域：都市計画区域

2 盛土規制法に基づく規制区域について

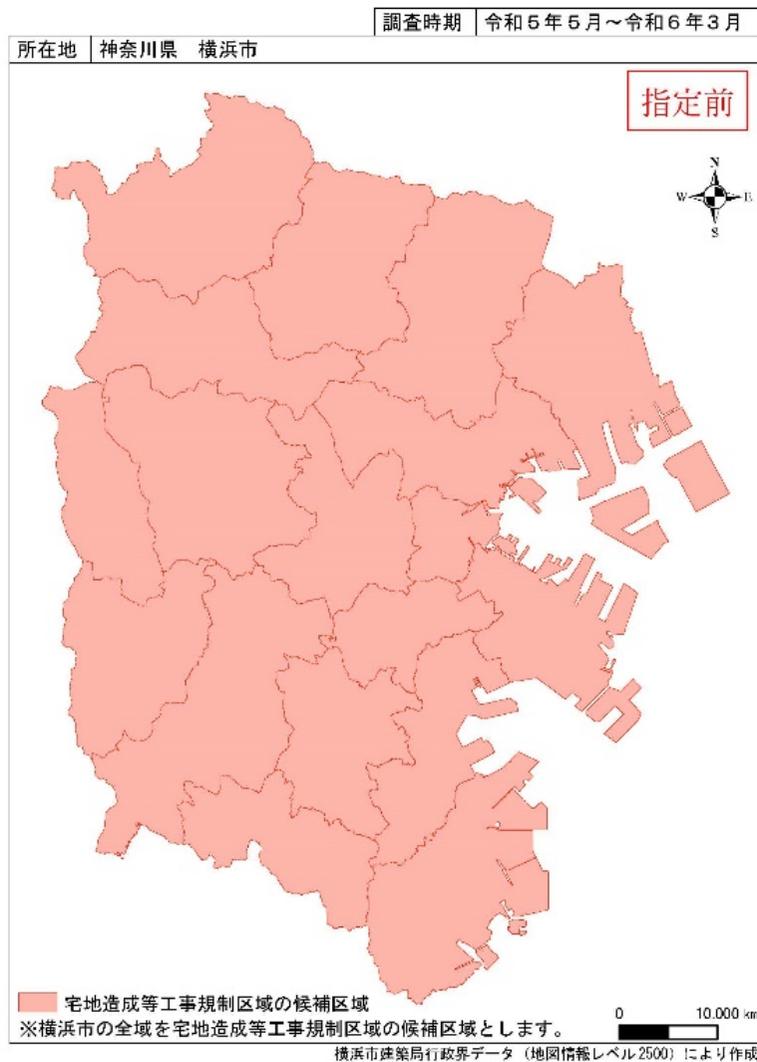
(4) 規制区域の候補区域（神奈川県）



2 盛土規制法に基づく規制区域について

(4) 規制区域の候補区域（横浜市）

宅地造成等工事規制区域の候補区域



2 盛土規制法に基づく規制区域について

(4) 規制区域の候補区域 (川崎市)



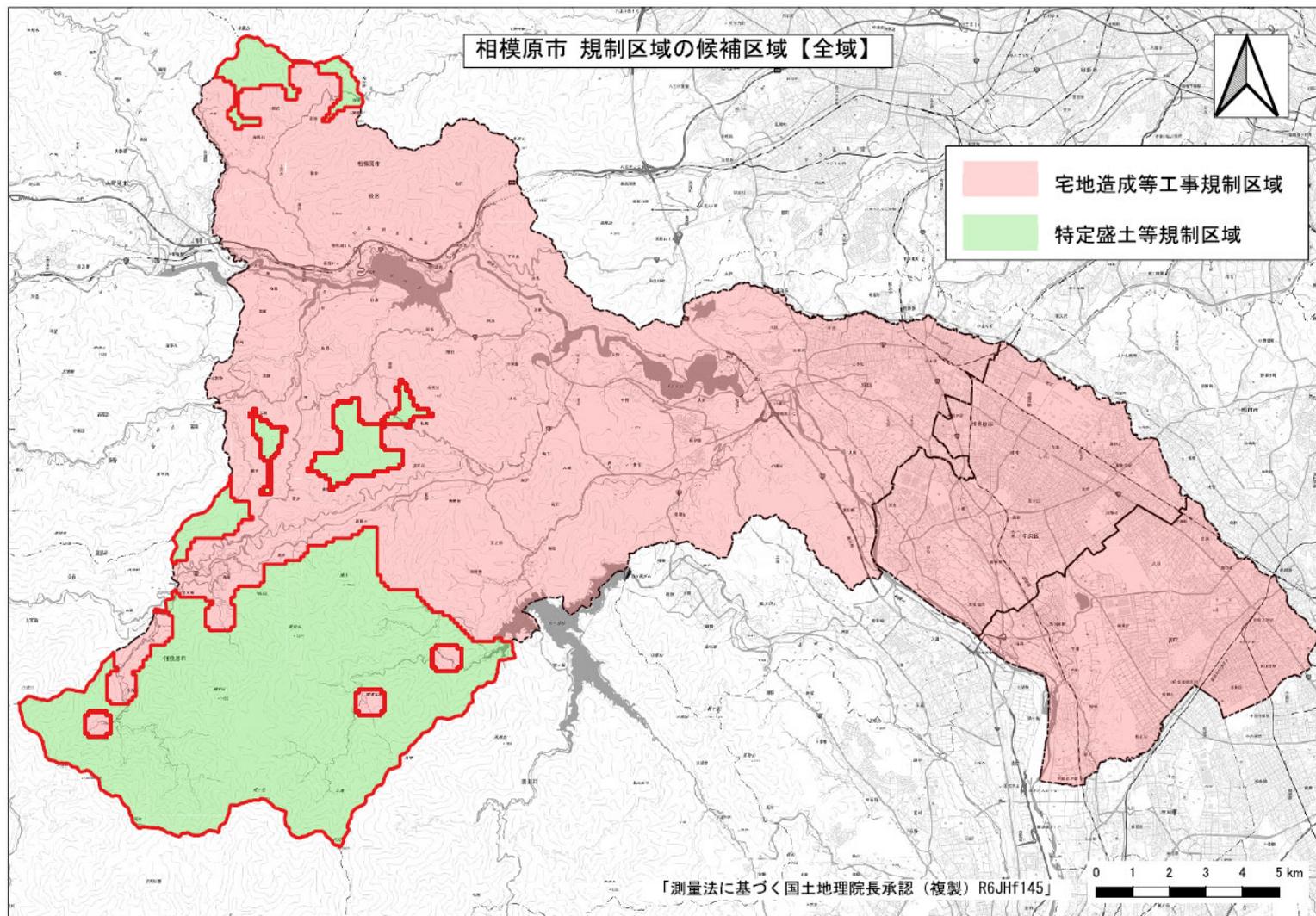
旧宅造法による
宅地造成工事規制区域
・ S37. 6. 23 県により指定
・ 5, 790ha (市域の42%)

基礎調査に基づく規制区域 (案)
宅地造成等工事規制区域

【令和6年9月6日公表】

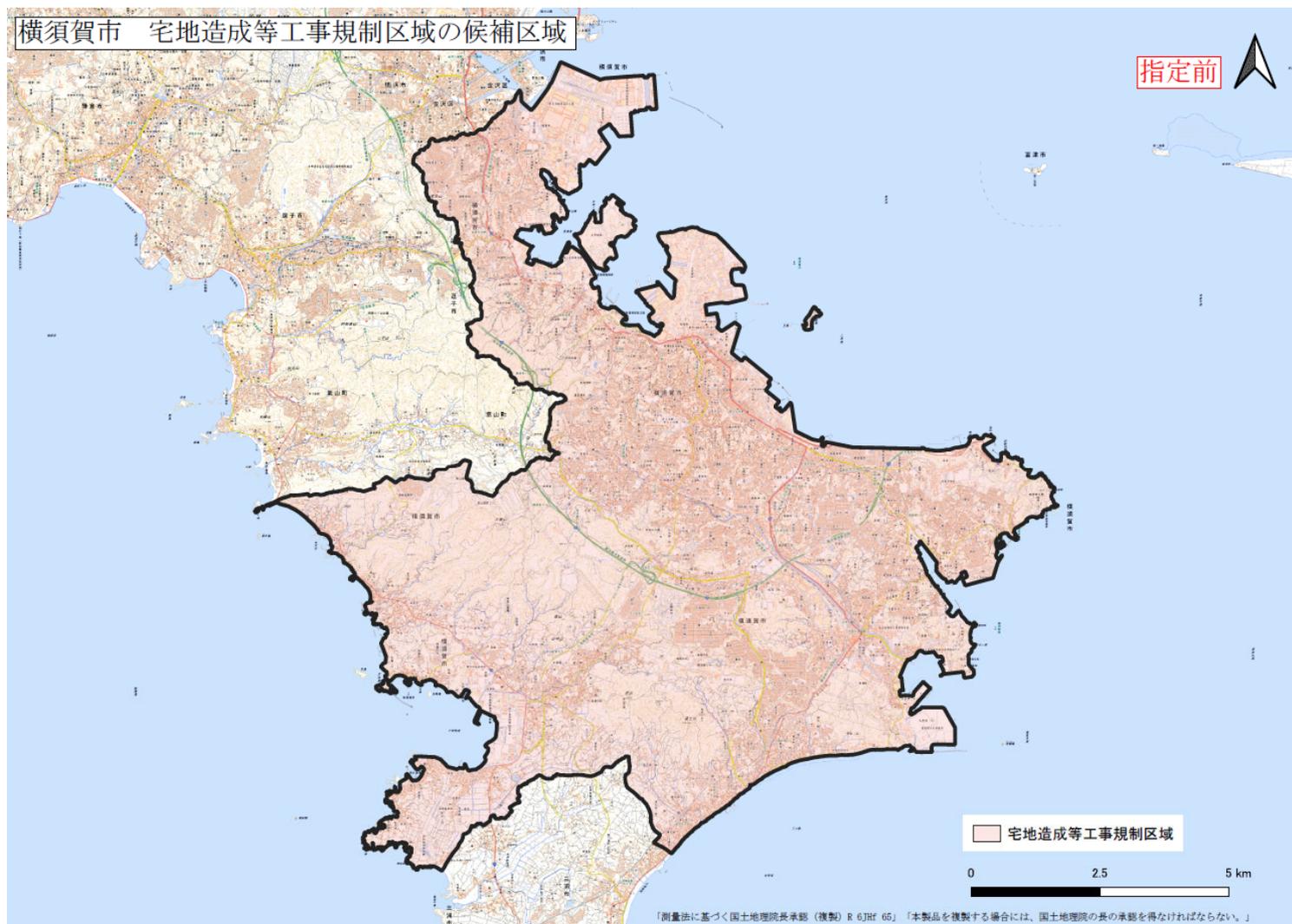
2 盛土規制法に基づく規制区域について

(4) 規制区域の候補区域 (相模原市)



2 盛土規制法に基づく規制区域について

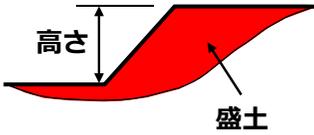
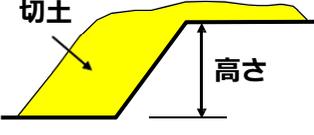
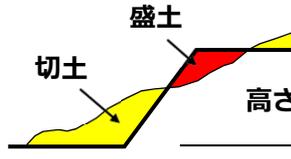
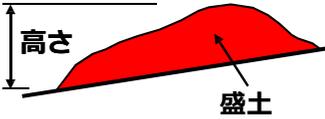
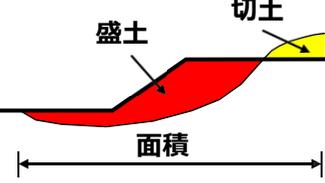
(4) 規制区域の候補区域 (横須賀市)



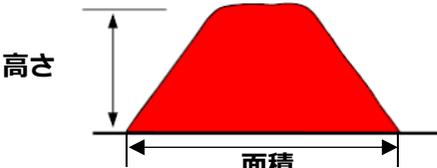
3 盛土規制法の規制内容について

(1) 許可を要する工事 (宅地造成等工事規制区域内)

■ 土地の形質の変更 (盛土・切土)

<p>①盛土で高さが 1 m超の崖を生ずるもの</p>	<p>②切土で高さが 2 m超の崖を生ずるもの</p>	<p>③盛土と切土を同時に行い、高さが 2 m超の崖を生ずるもの (①、②を除く)</p>	<p>④盛土で高さが 2 m超となるもの (①、③を除く)</p>	<p>⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超となるもの (①～④を除く)</p>
			 <p>(崖を生じないもの)</p>	 <p>(盛土又は切土のみの場合も含む)</p>

■ 一時的な土石の堆積

<p>⑥最大時に堆積する高さが 2 m超かつ面積が 300㎡超となるもの</p>	<p>⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超となるもの</p>
	

3 盛土規制法の規制内容について

(1) 許可を要する工事（特定盛土等規制区域内）

■ 土地の形質の変更（盛土・切土）

法	①盛土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 5m超 の崖を生ずるもの (①、②を除く)	④盛土で高さが 5m超 となるもの (①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 3,000㎡超 となるもの (①～④を除く)
神奈川県	1m超 ※宅造区域と同水準	2m超 ※宅造区域と同水準	2m超 ※宅造区域と同水準	2m超 ※宅造区域と同水準	500㎡超 ※宅造区域と同水準
相模原市	法のとおり	法のとおり	法のとおり	法のとおり	500㎡超 ※宅造区域と同水準

■ 一時的な土石の堆積

法	⑥最大時に堆積する高さが 5m超 かつ面積が 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 3,000㎡超 となるもの
神奈川県	2m超 かつ面積が 300㎡超 ※宅造区域と同水準	500㎡超 ※宅造区域と同水準
相模原市	法のとおり	500㎡超 ※宅造区域と同水準

3 盛土規制法の規制内容について

(2) 許可を要しない工事

■ 次のいずれかに該当するものは許可を要しない

分類	概要
①公共施設用地における土地の形質の変更	<u>公共の用に供する施設の土地の形質の変更</u> → 許可対象行為（「宅地造成」、「特定盛土等」、「土石の堆積」）に当たらないため、 <u>許可不要</u>
②災害の発生のおそれがないと認められるもの	許可対象行為にあてはまるが、 <u>災害のおそれがないと認められるものとして政令等で定めるものは許可不要</u> （法第12条第1項ただし書、政令第5条、省令第8条等）
③その他盛土規制法の対象外となる行為	<u>農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為</u> （通常の生産活動並びにはほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充）

3 盛土規制法の規制内容について

(2) 許可を要しない工事

■ ①公共施設用地における土地の形質の変更

○**道路（林道を含む）、公園、河川等**（法第2条第1号）

○**その他政令で定める公共の用に供する施設**（令第2条）

砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設

○**公共の用に供する施設に準ずる施設**（規則第1条第1項）

雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第2条第2項に規定する防衛施設

○**国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地等**（令第2条、規則第1条第2項）

学校・運動場・緑地・広場・墓地・廃棄物処理施設・水道・下水道・
営農飲雑用水施設・水産飲雑用水施設・農業集落排水施設・漁業集落排水施設・
林地荒廃防止施設・急傾斜地崩壊防止施設

3 盛土規制法の規制内容について

(2) 許可を要しない工事

■ ②災害の発生のおそれがないと認められるもの (法第12条第1項ただし書等)

政令	○ 鉱山保安法	鉱物の採取 (鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等)
	○ 鉱業法	鉱物の採取 (認可を受けた施業案の実施に係る工事等)
	○ 採石法	岩石の採取 (認可を受けた採取計画に係る工事等)
	○ 砂利採取法	砂利の採取 (認可を受けた採取計画に係る工事等)
省令	○ 土地改良法	土地改良事業 (農業用排水施設の新設等)、土地改良事業に準ずる事業
	○ 火薬類取締法	火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
	○ 家畜伝染病予防法	家畜の死体等の埋却
	○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処分等
	○ 土壤汚染対策法	汚染土壌の搬出又は処理等
	○ 平成23年3月11日に発生した東北地太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	廃棄物若しくは除去土壌の保管又は処分
	○ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事	
	○ 国、地方公共団体、次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設、運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構	
	○ 次に掲げる土地の形質変更に関する工事 ・ 高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えないもの	
	○ 次に掲げる土石の堆積に関する工事 ・ 土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ・ 土石の堆積に関する工事のうち、高さ2m以下であって、盛土又は切土をする地盤面標高の差が30cmを超えない盛土又は切土をするもの ・ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの	

3 盛土規制法の規制内容について

付加
強化

(2) 許可を要しない工事（神奈川県、横浜市、相模原市）

■ ②災害の発生のおそれがないと認められるもの

神奈川県

- 農地造成等に関する工事（ほ場の大区画化・均平、田畑転換や農業用施設用地の整備等）及び農地の補充を行う場合、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1 mを超えないものは許可不要（県細則等）

※農地造成・・・農地の利用増進のため、耕作に適した土による埋土盛土又は土の採取を行い、土地（農地）の形質を変更する行為。農地造成に該当するか否かは、所管の農業委員会に確認

横浜市

- 許可不要と扱う農地での造成工事（市規則（予定））

周辺より低い農地（周辺が道路で囲まれた農地等）において、農地として利用するために行なう高さ1 m以下（※次の図を参照。）の盛土については、盛土規制法の許可は不要とする旨を規定



相模原市

- 勾配が1 / 10以下である土地における盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1 mを超えないものは許可不要（市規則（予定））

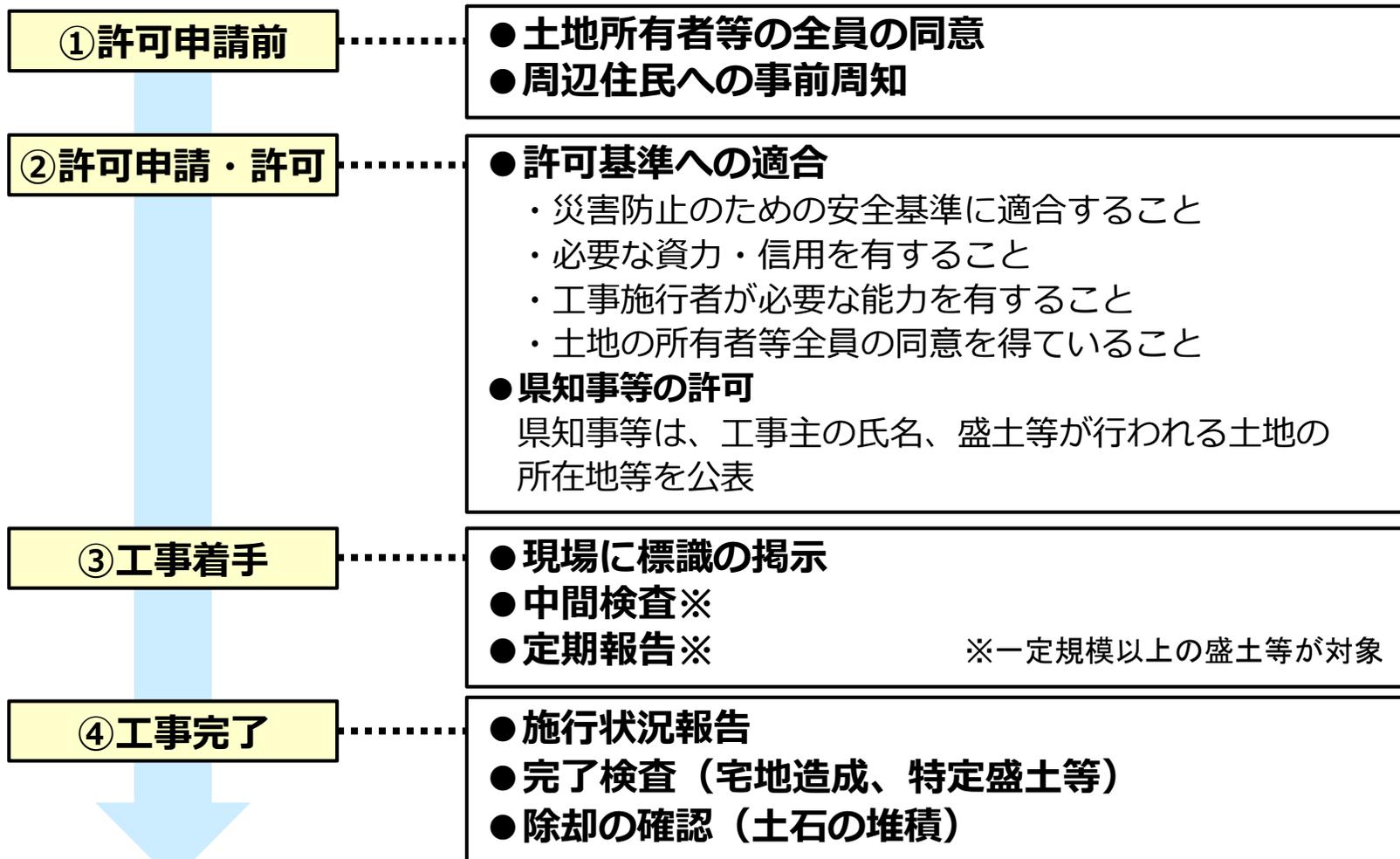
4 申請手続きについて

(1) 申請窓口等

	申請窓口
神奈川県	確定次第、ホームページ等で公表
横浜市	建築局宅地審査部宅地審査課・調整区域課
川崎市	まちづくり局指導部宅地審査課
相模原市	都市建設局まちづくり推進部開発調整課
横須賀市	都市部宅地審査防災課

4 申請手続きについて

(2) 許可申請から工事完了までの流れ



※都市計画法に基づく開発許可の対象工事の場合、盛土規制法に基づく手続きは、上記の標識の掲示、中間検査、定期報告を除いて不要となる。

3 盛土規制法の規制内容について

付加
強化

(2) ①許可申請前（住民周知）について（横浜市）

■ 盛土規制法に基づく周知方法（市条例（公布済））

盛土規制法では周知方法として図1の①～④も規定しています。本市では、④において「横浜市開発事業等の調整等に関する条例」により周知を行うこととします。

盛土規制法の周知方法

次のいずれかによります。（山間部における河川の流水が継続して存するなどの土地に高さ15m超えの盛土を行う場合は、①に限る。）

- ① 説明会
- ② 資料配布
- ③ 現地への掲示＋インターネット掲載
- ④ **市の条例・規則で定める方法**

④の規定に基づき、
本条例の周知方法を盛土規制法の周知方法に位置づけます。

本条例を改正し、
盛土規制法の許可が
必要なもの全てを
本条例の適用対象に追加します。

※ 本条例には、市長の同意（周知等の手続）前の工事着手制限の規定があるため、左記①～③で周知を行っても本条例の周知（手続）を省略することはできません。

図1：盛土規制法の周知方法と本市の運用方針（条例適用の概念図）

3 盛土規制法の規制内容について

付加
強化

(2) ①許可申請前（住民周知）について（相模原市）

- ・令和7年4月から盛土規制法の運用を開始するに当たり、盛土等に伴う災害を防止することや、近隣住民等との相互理解の観点から配慮すべき事項等について規定するため、「相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行等に関する条例」（以下、「施行条例」といいます。）を制定しました。
- ・施行条例により強化した許可申請前の手続きのポイントは次のとおりです。

1 工事の照会

相模原市では、許可対象となる工事の規模要件の厳格な運用と、住民へ周知する範囲の適切な設定を行うため、工事をする土地の面積が500平方メートルを超える盛土等に関する工事をする場合は、工事に着手する前に市長に照会しなければなりません。

2 住民への事前周知の強化

相模原市では、住民と工事主の相互理解と協力の促進を図るため、盛土規制法による住民への事前周知の手続きを施行条例により強化しています。

3 協定の締結

相模原市では、大規模工事として、工事をする土地の面積が3,000平方メートル以上の盛土等に関する工事をする場合は、災害の防止及び近隣住民等との相互理解等の観点から配慮すべき事項について、自治会等と協定を締結するよう努めなければなりません。

4 保証金の預託

相模原市では、特に規模が大きい盛土等として、高さが10メートルを超える盛土又は土石の堆積に関する工事の適正な施行の実効性を担保するため、許可申請前に保証金を預託しなければなりません。

3 盛土規制法の規制内容について

(2) ①許可申請前（住民周知）について（相模原市）

- 相模原市では、住民と工事主の相互理解と協力の促進を図るため、施行条例により、盛土規制法に基づく住民周知を次のとおり強化しています。

		盛土規制法	施行条例	
工事をする土地の面積		規模要件なし	500㎡超、 3,000㎡未満	3,000㎡以上
住民周知の方法		<ul style="list-style-type: none"> 説明会の開催 書面の配布 掲示+インターネット閲覧 戸別訪問 	<ul style="list-style-type: none"> 説明会の開催 (説明会の開催により難しいときや欠席者に対しては、<u>戸別訪問</u>を実施) 	
住民周知の対象者		<ul style="list-style-type: none"> 住民 	<ul style="list-style-type: none"> 土地の所有者、占有者 建築物の所有者、占有者 	
盛土等のタイプ別周知の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 平地盛土 切土 土石の堆積 	工事をする土地の境界から周囲への水平距離が次の値のうち大きい方の値の範囲 ① 10m ② 盛土等の最大高さの2倍	左記に加え	<ul style="list-style-type: none"> 工事をする土地の境界から周囲への水平距離が10mの範囲 工事をする土地の境界から周囲への水平距離が<u>20m</u>の範囲 <u>工事用車両の搬入路沿道</u>
	<ul style="list-style-type: none"> 腹付け盛土 	工事をする土地の境界から周囲への水平距離が次の値のうち大きい方の値の範囲 ① 20m ② 盛土等の最大高さの5倍		
	<ul style="list-style-type: none"> 溪流等の盛土 谷埋め盛土 	「腹付け盛土」の範囲に加えて、下流の溪床勾配が2度以上の範囲		
申し出により説明を求められることができる対象者			上記に加え、工事をする土地の面積が500㎡超の場合は、書面により申し出を行った次のものも対象者とします。 <ul style="list-style-type: none"> 工事をする土地の境界から<u>下方への水平距離が100mの範囲</u>の土地の所有者・占有者、建築物の所有者・占有者 <u>市長が必要と認める範囲内</u>の土地の所有者・占有者、建築物の所有者・占有者 自治会等 	

4 申請手続きについて

(2) ②許可基準について

- 許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

(法第12条第2項・第30条第2項)

- ① 工事の計画が法第13条（法第12条第1項の許可の場合）、法第31条（法第30条第1項の許可の場合）の技術的基準等に適合するものであること
- ② 工事主に工事を行うために必要な資力及び信用があること
- ③ 工事施行者に工事を完成するために必要な能力があること
- ④ 工事をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること

4 申請手続きについて

付加
強化

(2) ②許可基準について（技術的基準、神奈川県）

政令・省令で定められている技術基準

+

県細則で付加・強化した技術基準

擁壁等を設置する 盛土、切土

擁壁等を設置しない 盛土、切土、土石の堆積

のり面が30°以上

のり面が30°未満

【主な技術審査項目】

<擁壁の種類>

- ・鉄筋コンクリート造
- ・無筋コンクリート造
- ・練積み造（石積み、ブロック積み）

<擁壁の構造>

- ・鉄筋・無筋コンクリート造の構造計算
- ・**擁壁の高さが2m超の場合は地震時の構造計算**
- ・練積み造の構造（勾配、高さ等）

<擁壁以外>

- ・崖面崩壊防止施設の設置

<排水施設の設置>

- ・暗渠排水工、基盤排水層、**流末の基準・調整池の設置**

<地盤に講じる措置>

- ・締固め、段切り、**小段の設置**
- ・**軟弱地盤の安定計算**

【主な技術審査項目】

<のり面勾配>

- ・土質に応じた切土高とのり面勾配

<安定計算の結果、擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面>

- ・安定計算
- ・渓流等で高さ15mを超える盛土をする場合は、土質試験等に基づく安定計算

<崖面及びその他の地表面について講ずる措置>

- ・風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタル、吹付等
- ・地表面（崖以外）が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工等

<排水施設の設置>

- ・暗渠排水工、基盤排水層、**流末の基準、調整池の設置**

<地盤に講じる措置>

- ・締固め、段切り、**小段の設置**
- ・**軟弱地盤の安定計算、地盤改良**

【主な技術審査項目】

<のり面勾配>

- ・**盛土高5m以上10m未満**
→ **のり面勾配**
- ・**盛土高10m以上**
→ **のり面勾配 + 安定計算**

<安定計算の結果、擁壁の設置が必要ないことが確かめられた崖面>

→ 左に同じ

<崖面及びその他の地表面について講ずる措置>

→ 左に同じ

<排水施設の設置>

→ 左に同じ

<地盤に講じる措置>

→ 左に同じ

3 盛土規制法の規制内容について

付加
強化

(2) ②許可基準について（技術的基準、横浜市）

次の①～⑦に示す基準について、市規則（細則）にて、技術基準の強化・付加を行います。（予定）

① 崖面崩壊防止施設の設置条件

崖面崩壊防止施設（崖を覆う工作物で、擁壁よりも柔軟性のある構造のもの。）は、その構造上の特性から、地域森林計画対象民有林、特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区及び市民の森において、建築物の敷地又は道路等からの離隔を確保できる場合のみ設置できる旨を定めます。

② 土石の堆積に係る構造物等の設置条件

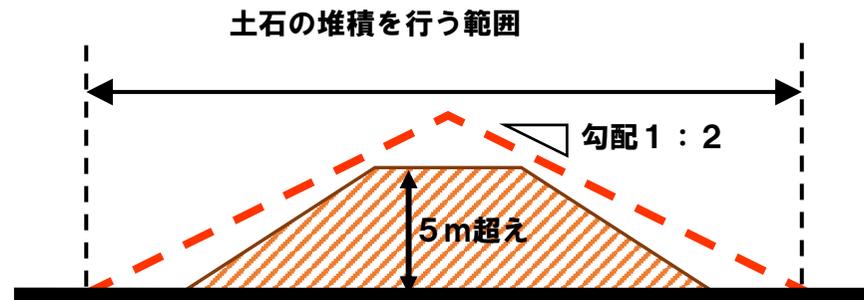
土石の堆積について、構台又は鋼矢板等を使用して堆積する場合の、建築物の敷地又は道路等との離隔の確保について定めます。

③ 土石の堆積に係る、土石の流出防止

土石の堆積について、沈砂池等を設置する旨を定めます。

④ 堆積する土石の勾配

高さ5mを超える土石の堆積について、土石の勾配に上限を定めます。（※次の図を参照。）



3 盛土規制法の規制内容について

付加
強化

(2) ②許可基準について（技術的基準、横浜市）

次の①～⑦に示す基準について、市規則（細則）にて、技術基準の強化・付加を行います。（予定）

⑤ 土砂災害特別警戒区域内における土石の堆積の制限

土砂災害特別警戒区域内で土石の堆積を行うことを制限します。

⑥ 高さ1mを超える崖等の取扱い

現在の運用に合わせて、高さ1mを超える崖（擁壁を含む。）等の扱いについて細則に定めます。ただし、宅地以外の場合には、高さ2m以下の土留を設置できることとします（擁壁の設置が必要な箇所を除く。）。

⑦ 法面の小段

盛土又は切土による法面に設ける小段に関する基準を審査基準から細則に定める基準に変更します。

4 申請手続きについて

(2) ②許可基準 (相模原市)

義務設置擁壁	土地の形質の変更	盛土等	土石の堆積
<p>【主な技術審査項目】</p> <p><擁壁の種類></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/>無筋コンクリート造 <input type="checkbox"/>練積み造 (間知石積み、コンクリートブロック積み) <p><擁壁設置の位置></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>斜面上の擁壁 <input type="checkbox"/>河川等付近の擁壁 <p><擁壁の構造></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>鉄筋・無筋コンクリート造の構造計算 擁壁の高さが2m超の場合は中地震時の構造計算 擁壁の高さが5m超の場合は大地震時の構造計算 <input type="checkbox"/>練積み造の構造(勾配、高さ等) <input type="checkbox"/>水抜き穴の設置 <p><地盤の支持力確認></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>建築基準法施行令93条に規定する数値、もしくは、着工後、告示1113号による原地盤試験 	<p>【主な技術審査項目】</p> <p><地盤に講じる措置></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>基礎地盤の調査、調査結果に応じた必要な措置 <p><盛土形状></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>盛土材料に応じた盛土高と標準のり面勾配 <input type="checkbox"/>小段の設置 <p><安定計算></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>標準のり面勾配の範囲を超える場合は安定計算 <input type="checkbox"/>渓流等で高さ15mを超える盛土をする場合は盛土全体の安定計算 <p><のり面及びその他の地表面に講ずる措置></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>擁壁を設けない崖はのり面保護工を実施 <input type="checkbox"/>のり面の排水処理 <input type="checkbox"/>崖面崩壊防止施設の設置 <p><排水施設の設置></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>暗渠排水工、基盤排水層、調整池の設置 <input type="checkbox"/>流木の管理者との協議 <p><施工上の留意点></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>締固め、段切等 	<p>【主な技術審査項目】</p> <p><地盤に講じる措置></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>堆積する土地の勾配は1/10 <p><周辺の安全確保></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>空地の確保 <input type="checkbox"/>側溝や柵等の設置 <input type="checkbox"/>立入禁止看板 <p><土砂流出防止></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>保全対象との隔離確保 <input type="checkbox"/>鋼矢板等の設置 <input type="checkbox"/>構台等の設置 <input type="checkbox"/>防水性シート等による保護 	
<p>【中間検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>擁壁の高さ5m超の場合は特定工程として(基礎地盤処理、杭基礎の打ち込み、配筋)を設定 <p>【定期報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>特盛区域の許可規模に該当する義務設置擁壁等に関する工事の施行状況 	<p>【中間検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>盛土2m超の場合は特定工程として(暗渠排水工、基盤排水層、段切等)を設定 <p>【定期報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>特盛区域の許可規模に該当する工事について(高さ、面積、土量)を報告 <input type="checkbox"/>安定計算が実施されている場合は(締固め状況、土質定数)を報告 	<p>【中間検査】</p> <p>なし</p> <p>【定期報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>特盛区域の許可規模に該当する工事について(高さ、面積、土量)を報告 	

黒字：盛土規制法施行令による項目
赤字：施行条例規則による項目
青字：開発事業技術基準による項目

4 申請手続きについて

(2) ②許可後の公表について

- 都道府県知事等が許可をしたときには、下記の事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(法第12条第4項・第30条第4項)

- ① 工事主の氏名又は名称
- ② 工事が施行される土地の所在地
- ③ 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ④ 工事の許可年月日（工事の届出年月日）及び許可番号
- ⑤ 工事施行者の氏名又は名称
- ⑥ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

4 申請手続きについて

(2) ③中間検査について

■ 許可を受けた工事において政令で定める規模のものについては、下記「特定工程」を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度特定工程に係る工事を終えた日から4日以内（規則第45条）に検査を申請しなければならない。（法第18条第1項・第37条第1項）

特定工程 (令第24条第1項)

盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程

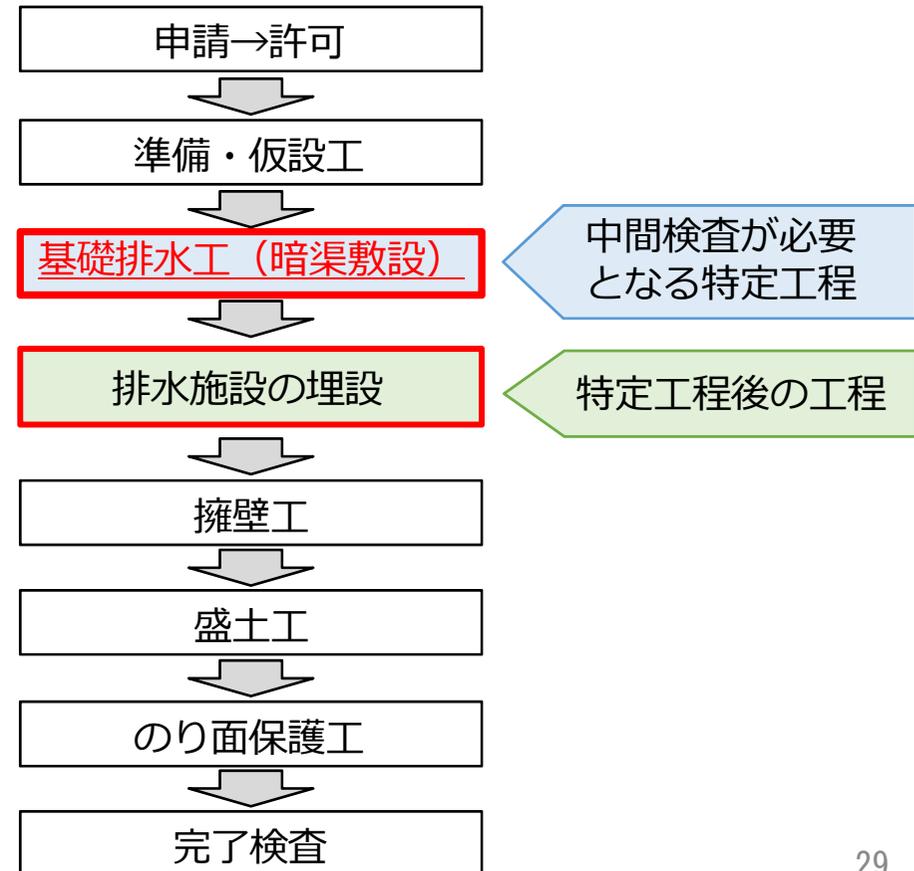
※中間検査では暗渠排水管等の敷設状況を確認

特定工程後の工程に係る工事は、当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

(法第18条第3項)

特定工程後の工程 (令第24条第2項)

排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋設する工程



4 申請手続きについて

(2) ③中間検査が必要な工事

- 許可が必要な工事で、令第24条第1項の特定工程が含まれる工事のうち、下記に該当する工事

※ 土石の堆積（一時堆積）は中間検査対象外

<p>①盛土で高さが 2m超の崖を生ずるもの</p>	<p>②切土で高さが 5m超の崖を生ずるもの</p>	<p>③盛土と切土を同時に行い、高さが 5m超の崖を生ずるもの (①、②を除く)</p>	<p>④盛土で高さが 5m超となるもの (①、③を除く)</p>	<p>⑤盛土又は切土をする土地の面積が 3,000㎡超となるもの (①～④を除く)</p>

4 申請手続きについて

(2) ③定期報告について

- 許可を受けた工事において政令で定める規模のものについては、3か月ごとに、工事の実施の状況その他下記の事項を報告しなければならない。

(法第19条第1項・第38条第1項)

- また、報告の時点における許可を受けた土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、提出しなければならない。

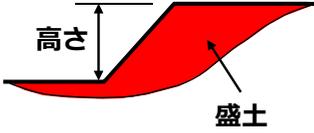
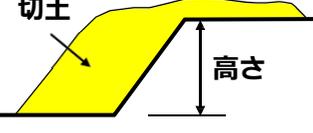
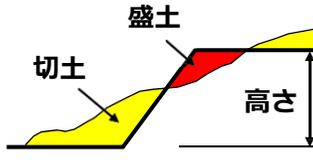
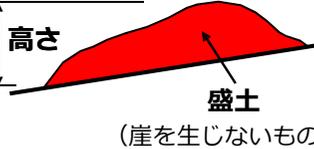
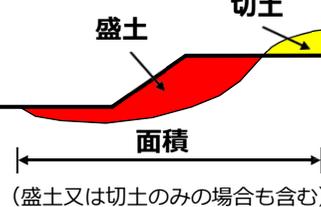
(規則第48条第1項・第2項)

共 通	
① 工事が施行される土地の所在地	
② 工事の許可年月日及び許可番号	
③ 前回の報告年月日（2回目以降の定期報告の場合に限る）	
宅地造成又は特定盛土等の場合	土石の堆積の場合
④ 報告の時点における盛土又は切土の高さ	④ 報告の時点における土石の堆積の高さ
⑤ 報告の時点における盛土又は切土の面積	⑤ 報告の時点における土石の堆積の面積
⑥ 報告の時点における盛土又は切土の土量	⑥ 報告の時点における堆積されている土石の土量
⑦ 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況	⑦ 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

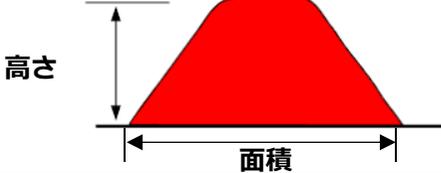
4 申請手続きについて

(2) ③定期報告が必要な工事

■ 宅地造成・特定盛土等については、中間検査対象工事と同じ

<p>①盛土で高さが 2m超の崖を生ずるもの</p>	<p>②切土で高さが 5m超の崖を生ずるもの</p>	<p>③盛土と切土を同時に行い、高さが 5m超の崖を生ずるもの (①、②を除く)</p>	<p>④盛土で高さが 5m超となるもの (①、③を除く)</p>	<p>⑤盛土又は切土をする土地の面積が 3,000㎡超となるもの (①～④を除く)</p>
				

■ 土石の堆積については、下記に該当する工事

<p>⑥最大時に堆積する高さが 5m超かつ面積が 1,500㎡超となるもの</p>	<p>⑦最大時に堆積する面積が 3,000㎡超となるもの</p>
	

4 申請手続きについて

(2) ③中間検査、定期報告（相模原市）※再掲

義務設置擁壁	土地の形質の変更 盛土等	土石の堆積
<p>【主な技術審査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <擁壁の種類> <ul style="list-style-type: none"> □鉄筋コンクリート造 □無筋コンクリート造 □練積み造 (間知石積み、コンクリートブロック積み) <擁壁設置の位置> <ul style="list-style-type: none"> □斜面上の擁壁 □河川等付近の擁壁 <擁壁の構造> <ul style="list-style-type: none"> □鉄筋・無筋コンクリート造の構造計算 擁壁の高さが2m超の場合は中地震時の構造計算 擁壁の高さが5m超の場合は大地震時の構造計算 □練積み造の構造(勾配、高さ等) □水抜き穴の設置 <地盤の支持力確認> <ul style="list-style-type: none"> □建築基準法施行令93条に規定する数値、もしくは、着工後、告示1113号による原地盤試験 	<p>【主な技術審査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <地盤に講じる措置> <ul style="list-style-type: none"> □基礎地盤の調査、調査結果に応じた必要な措置 <盛土形状> <ul style="list-style-type: none"> □盛土材料に応じた盛土高と標準のり面勾配 □小段の設置 <安定計算> <ul style="list-style-type: none"> □標準のり面勾配の範囲を超える場合は安定計算 □渓流等で高さ15mを超える盛土をする場合は盛土全体の安定計算 <のり面及びその他の地表面に講ずる措置> <ul style="list-style-type: none"> □擁壁を設けない崖はのり面保護工を実施 □のり面の排水処理 □崖面崩壊防止施設の設置 <排水施設の設置> <ul style="list-style-type: none"> □暗渠排水工、基盤排水層、調整池の設置 □流木の管理者との協議 <施工上の留意点> <ul style="list-style-type: none"> □締固め、段切等 	<p>【主な技術審査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <地盤に講じる措置> <ul style="list-style-type: none"> □堆積する土地の勾配は1/10 <周辺の安全確保> <ul style="list-style-type: none"> □空地の確保 □側溝や柵等の設置 □立入禁止看板 <土砂流出防止> <ul style="list-style-type: none"> □保全対象との離隔確保 □鋼矢板等の設置 □構台等の設置 □防水性シート等による保護
<p>【中間検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> □擁壁の高さ5m超の場合は特定工程として(基礎地盤処理、杭基礎の打ち込み、配筋)を設定 <p>【定期報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> □特盛区域の許可規模に該当する義務設置擁壁等に関する工事の施行状況 	<p>【中間検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> □盛土2m超の場合は特定工程として(暗渠排水管、基盤排水層、段切等)を設定 <p>【定期報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> □特盛区域の許可規模に該当する工事について(高さ、面積、土量)を報告 □安定計算が実施されている場合は(締固め状況、土質定数)を報告 	<p>【中間検査】</p> <p>なし</p> <p>【定期報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> □特盛区域の許可規模に該当する工事について(高さ、面積、土量)を報告

4 申請手続きについて

付加
強化

(2) ④施工状況報告（宅地造成・特定盛土等）（神奈川県）

■ 工事施行者は、下表の工事の種類ごとに右欄に掲げる報告事項について、工事の実施状況報告書及び施行状況を明らかにした写真、その他の書類を添付して、工事完了後速やかに知事に提出しなければならない。（県細則）

工事の種類	報告事項
1 擁壁工事	1 鉄筋コンクリート造の擁壁の基礎ぐいの耐力並びに基礎及び壁体の配筋
	2 練積み造の擁壁の壁体の厚さ又は組積材及び裏込めコンクリートの厚さ
	3 擁壁の水抜き穴及びその周辺
2 盛土又は切土工事	1 急傾斜面に盛土をする場合における盛土前の段切りその他の措置
	2 盛土又は切土をする場合における排水施設の状況
	3 盛土をする場合における透水層の状況
	4 切土をする場合における地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（地滑り抑止ぐい等）の設置、土の置換えその他の措置
	5 盛土をする場合における締固めの状況及び地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置
3 区域外からの土砂の搬入	搬入元及び搬入量等（知事が必要と認める場合は、速やかに報告（細則））
4 知事が指定する工事	知事が必要と認め、指定する工程

4 申請手続きについて

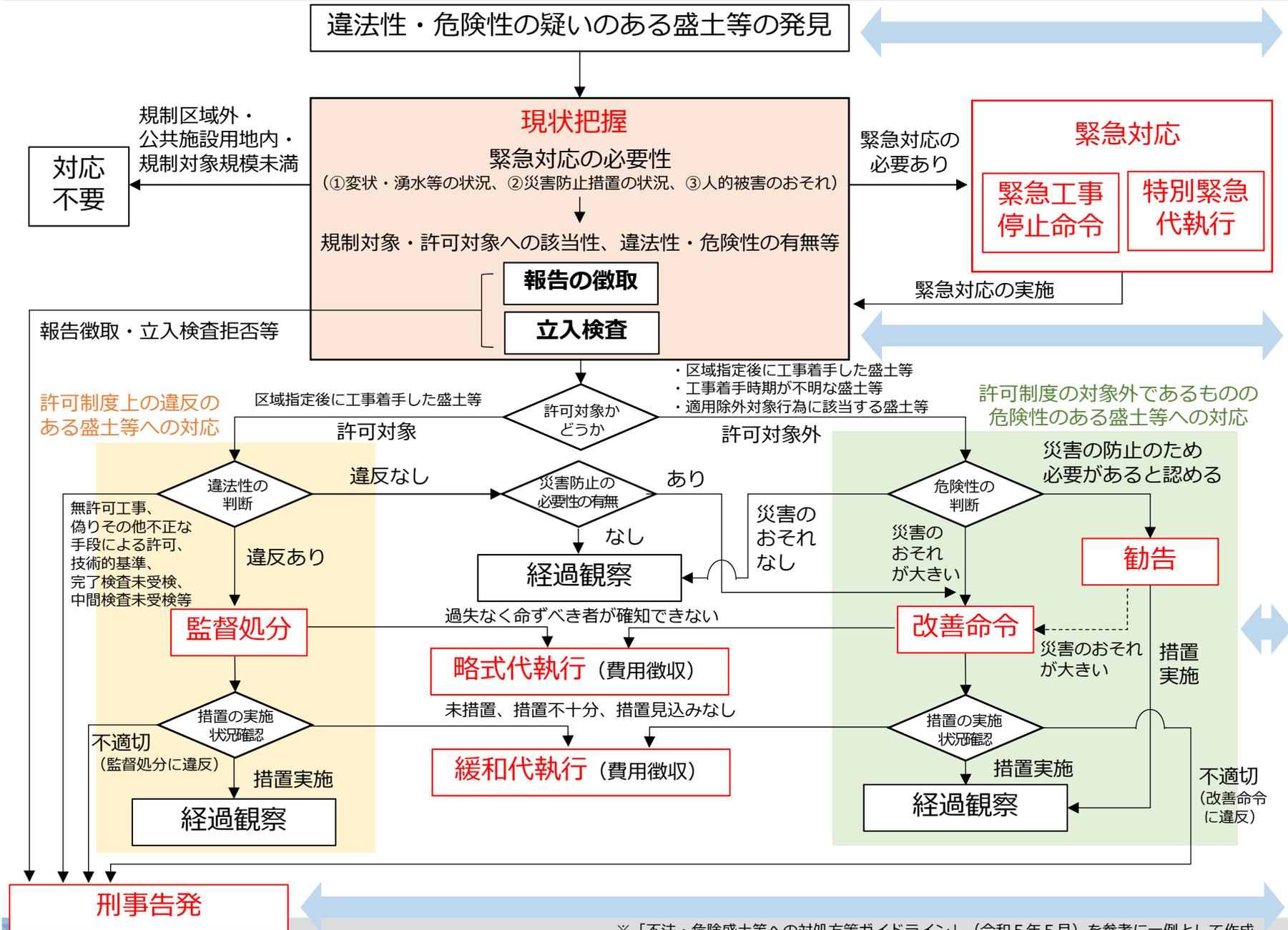
(3) 盛土規制法運用開始前後の取扱い（神奈川県）

土砂条例、開発許可、旧宅造法許可の扱い等を申請窓口で周知及び県ホームページで公表

(4) 盛土規制法事前相談台帳の作成（神奈川県）

県所管域（29市町村）内の盛土規制法の事前相談の情報共有を図るため、台帳を作成予定

5 違反指導について



※「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」(令和5年5月)を参考に一例として作成

6 その他

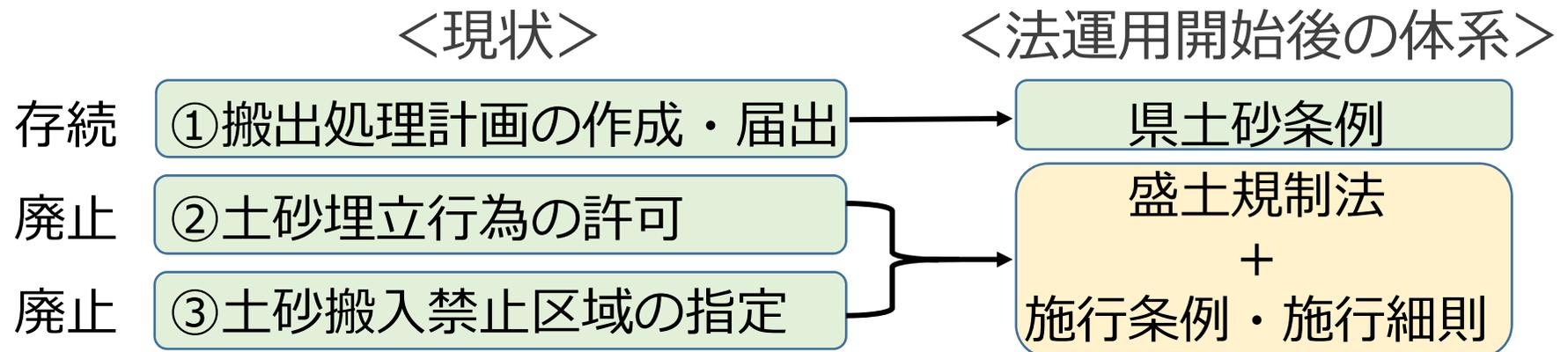
(1) 盛土規制法施行に係る条例制定等の状況

	盛土規制法施行に係る条例制定等の状況
神奈川県	R6.10.22 「宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例」 公布 R7. 1.24 「宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」 公布
横浜市	R6.9.30 「横浜市開発事業等の調整等に関する条例」 公布（改正） R6.12.25 「横浜市手数料条例」 公布（改正） R7.3まで 「横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」 「横浜市開発事業等の調整等に関する条例施行規則」 公布予定
川崎市	R6.12.26 「川崎市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する 条例の一部を改正する条例」 公布 R7.1~2 「川崎市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」 公布予定
相模原市	R6.12.20 「相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法等の施行に関する 条例」 公布 R7.1 「相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行等に関する 規則」 公布
横須賀市	R6.12.17 「宅地造成等に関する工事の許可の基準及び手続に関する条例」 公布 R7. 1.27 「宅地造成及び特定盛土等規制法等施行取扱規則」 公布

6 その他

(2) 神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例 (R6.10.22公布)

- ・ 盛土規制法と規制内容が重複する規定（土砂埋立行為の許可、土砂搬入禁止区域の指定）を削除
- ・ 土砂搬出時の届出制度は存続
- ・ 改正前の条例に基づく許可を受けて行われている土砂埋立行為等については、所要の経過措置を設ける



6 その他

(3) 説明会の開催予定等

	説明会の開催予定等
神奈川県	R7.1.24 盛土規制法運用説明会開催 ※資料、説明動画をホームページで公表
横浜市	R7.1月中旬～下旬 盛土規制法運用説明動画をホームページで公表予定
川崎市	R7.2月末 宅地造成等規制法改正に関する説明会を開催
相模原市	R7.1.19～R7.2.4盛土規制法に関する説明会開催 ※計8回開催（4か所×2部開催）資料をホームページで公表予定
横須賀市	盛土規制法の運用についての説明資料をホームページで公表予定

議題 2 盛土総点検箇所その後の対応について

- 1 盛土総点検後の是正状況
- 2 出水期前点検と大雨の後の対応

1 盛土総点検後の是正状況

- 令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、全国で盛土の総点検を実施し、本県では、6,535箇所の盛土を点検し、そのうち、50箇所で是正措置が必要な盛土が判明

<盛土総点検結果（令和4年3月公表）>

	措置が必要な箇所数	①許可・届出等の不備	②手続と現地との不一致	③災害防止措置が不十分	④禁止事項に該当
		総点検結果	50	29	25

※ 1箇所が複数に該当する箇所もあるため、①～④の合計と一致しない

<盛土総点検後の是正状況（令和6年12月末）>

	措置が必要な箇所数	①許可・届出等の不備	②手続と現地との不一致	③災害防止措置が不十分	④禁止事項に該当
		是正完了	10	6	5
是正指導中	40	23	20	23	2

2 出水期前点検と大雨の後の対応

(1) 出水期前点検

出水期を迎えるにあたり、安全対策に万全を期すため、盛土対策連絡会議運営要領第3条をふまえて、県内独自の取組として、災害防止措置が不十分な盛土について、令和4～6年度と同様に、令和7年度も点検等をお願いします。

2 出水期前点検と大雨の後の対応

(2) 大雨の後の対応

また、災害防止措置が不十分な盛土について、引き続き、大雨等の状況に応じて、適宜、現場確認をお願いします。

なお、特に、土砂災害警戒情報が発令された地域内の災害防止措置が不十分な盛土については、現場確認及び報告をお願いします。

<令和4年度の実績>

- ・台風第8号（8月13日）
- ・台風第15号（9月23～24日）

<令和5年度の実績>

- ・台風第2号（6月2日）

<令和6年度の実績>

- ・台風第10号（8月27～31日）